

和泉町第一次地区 地元説明会報告

1 開催日時

開催日時	開催場所	来場者数
平成 23 年 11 月 12 日 (土) 19 時～20 時 30 分	和泉第一町内会館	51 名
平成 23 年 11 月 13 日 (日) 14 時～15 時 30 分	下和泉住宅自治会館	103 名
平成 23 年 11 月 16 日 (水) 19 時～20 時 15 分	下和泉青少年の家	24 名
平成 23 年 11 月 19 日 (土) 13 時～14 時	下和泉地区センター	20 名

2 説明内容

- (1) 住居表示制度について
- (2) 新町界・新町名案について
- (3) 住居表示の実施に伴う住所等の変更手続について (実施までのスケジュール等)

【配付資料】

平成 23 年 2 月配付チラシ (和泉町全戸配付)

「住所の分かりにくさを解消するため、和泉町の一部で住所の変更を予定しています」

平成 24 年 10 月配付チラシ (和泉町第一次地区全戸配付)

「和泉町第一次地区の住居表示について地元説明会を開催します」

3 質疑応答

番号	内容	回答
○ 実施に関すること		
1	要望は誰が出したのか。	和泉町の 5 つの連合自治会町内会の代表による連名で、要望書が泉区長・市民局長宛てに提出されました。
2	実施日はいつ分かるか。	実施予定日の約 2 か月前に、横浜市報に登載します。
3	なぜ、平成 24 年 10 月に実施しなければいけないのか。	早期実施のご要望を受け、最短のスケジュールとしました。なお、例年、年賀状等で住所変更をお知らせしていただけるよう、秋に実施しています。(実施時期の変更は可能です。)
4	平成 24 年 10 月に住所が変更となるのか。	和泉町第一次地区は、現在その予定で検討を進めています。(以後、平成 25～29 年にかけて、実施したいと考えています。)
○ 検討委員会に関すること		
5	検討委員会の委員構成はどうなっ	委員構成は、各連合自治会町内会会長と話し

	ているのか。	合い、地域の代表は、和泉北部連合1名、和泉中央連合4名、下和泉連合4名、富士見が丘連合4名、中田連合2名としました。また、関係機関（法務局、郵便局、警察）3名を加え、計18名としました。地域の代表は、各連合自治会町内会に推薦していただきました。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉町全体で検討委員会を構成する必要は分かったが、実施区域の委員を増やすなど、比率を考慮しなかったのか。 ・現在の委員構成では、和泉第一町内会の意見が反映されていないのではないか。 	和泉町は、今後実施予定の地区も含めて、調整していく必要があります、和泉町で一つの検討委員会を設置しました。検討委員会を、大人数とすると、話がまとまらなくなってしまうため、20名程度とさせていただきました。
7	検討委員会の進捗状況について、地域住民に報告する場を設けないのか。	これまでと同様に、市のホームページ掲載でご案内するとともに、各地域で必要に応じて、回覧等をお願いします。
○ 実施区域に関すること		
8	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉町全体で実施すべきではないか。（調整区域は実施区域に含まれていないので、和泉町全体ではない。） ・今回実施しなければ、調整区域は実施しないまま、残ってしまうのではないか。 ・和泉町として残る部分がある（住居表示実施地区と未実施地区で分断される）と、混乱しないか。 	住居表示の制度上、市街地で実施するものです。調整区域で住居表示を実施すると、街区や道路が未形成のため、街区番号や住居番号が飛び、かえって混乱したり、再度、住所の変更が必要となる可能性があります。和泉町全体で実施するには、そうした調整区域の街区の形成や道路の開発等、市街化を待たなければなりません。そのため、今回、住所の混乱の著しい市街化区域から先行して実施することとなりました。ご理解ご協力をお願いします。
9	今後、実施する地域は、第一次地区の検討内容に制限されるのか。	検討委員会は、和泉町の各地域の代表により、全体的な視点での検討を進めます。例えば、新町名案についても、今後実施する地域を制限することのないようにしていきます。
○ 町界に関すること		
10	なるべく町内会区域と合うように、「下和泉二丁目」の町界を水路に変更してほしい。	新しい町の境界は、町面積や世帯数の基準を勘案し、また、街並みや公図上の土地の境界を調査し、選定する必要があります。このため、必ずしも町内会区域と一致するものでは

		ありません。ご理解ご協力お願いします。
11	新しい町界は、どのように表示するのか。(実施後は、どのような表示物を付けるのか)	街区の隅の電柱等に、市で新町名と街区番号を示す青い看板(街区表示板)を付けます。また、各戸に住居番号案内板を付けていただきます。
○ 町名に関すること		
12	「下和泉」に親しみのない地区もあるが、どのように考慮したのか。	町名アンケートで希望する町名候補とお住まいの地区を選択していただき、地区ごとのご意見が分かるようにしました。
13	アンケートの町名候補はどのように決めたのか。	各地域から、地域から親しみのある町名候補を持ち寄っていただき、今後検討する地域と重複する名称を除いて、検討委員会で決定しました。
14	「下和泉二丁目」の地区では、アンケートの結果、「和泉南」と「南和泉」の得票数を足すと、「下和泉」の得票数を超えるので、「下和泉」を選択すべきではないのではないのか。	「下和泉二丁目」は、各町名候補に票が分散しており、いずれか一つの候補に絞ることが難しい状況でした。このため、検討委員会では、全体でも約半数の賛成があり、新設する5町の中で、4町が第一位にあげた「下和泉」を「丁目」でまとめ、「下和泉一丁目～五丁目」としました。
15	新町名案は、もう決定なのか。	これまでの検討委員会に各地域から持ち寄っていただいたご意見や、町名アンケートの結果を参考に作成した検討委員会の案です。今回の説明会等でいただいたご意見も参考に、12月の検討委員会で最終案をまとめます。
16	第一次地区の新町名案は、「下和泉一～五丁目」だったが、今後実施する地区はどうなるか。	今後実施する地域については、今後の検討委員会でその都度、重複等のないよう、検討します。
17	住居表示実施に伴い、町内会区域も変更となるのか。	従来の自治会町内会区域が変更となることはありません。また、通学区域も変更はありません。
○ 変更手続に関すること		
18	住所の変更をお知らせする通知書は、家族で1枚か。	実施約1か月前に、16歳以上の方1名につき3枚送付します。また、不足する場合は、住居表示実施後に、泉区役所戸籍課登録担当で「住居表示変更証明書」を発行します。
19	手続について詳細を知りたい。	実施1か月前に、手続の詳細を記載した「し

		おり」をお配りし、説明会を開きます。その際は、警察や法務局にも、出席を依頼し、詳細をご説明する予定です。
20	諸手続は、代理人でも可能か。	いずれも、委任状など、ご用意いただくことで、代理人による手続が可能です。一部については、郵送による手続が可能です。
21	郵便物は旧住所でいつまで届くのか。	郵便物は、1年間は旧住所での配達をお願いします。2～3年以上経つと、旧住所で届かなくなる可能性があります。
22	住所の変更手続はいつまでに行えばいいか。すぐ行く必要があるものは何か。	法的には、「速やかに変更する」とされています。運転免許証等で、身分証明証として使用している場合は、早目のお手続をお願いします。不動産登記や車検証は、売買等の契約時に行ってもかまいません。
23	市が実施するのに、変更手続は自分でやらなければいけないのか。	可能な限り、市で行うようにしていますが、法律上、ご自身で行う必要のあるものは、市では変更できません。
24	証明書はいつまで発行してもらえるか。	泉区役所戸籍課で、実施以降、期限無く無料で発行します。
25	証明書に個人名は入るか。	原則、16歳以上の一人ひとりのお名前の入ったものを発行します。
26	16歳以下の子どもに通知書は出ないか。	調査員がお宅に伺った際に、お申し出いただくか、実施後に泉区役所戸籍課にお申し出ただければ、発行します。
27	パスポートについて、変更手続があるか。	パスポートの住所欄をご自身で、手書きで変更しお使いください。
28	KDDIの固定電話等個別に契約しているものは、手続が必要か。	地域を包括する営業所が把握できれば、市から住所変更を依頼します。その他、個人で契約されているものは、個々に確認の上、郵便等が届く期間を考え、1年の間に手続をお願いします。
29	プロパンガスは個々で契約している会社に手続を依頼するのか。	市から（社）神奈川県LPG保安センターに変更を依頼するため、変更手続は必要ありません。
30	遠方の土地を所有している場合は、どのように手続すればいいか。	その土地を管轄する法務局での手続となります。郵送による手続もできますが、手続方法は、各法務局へ確認をお願いします。

31	変更証明書はコピーでも有効か。	手続先により異なりますので、確認をお願いします。
32	一人ひとりに「手続が完了した」という通知等はあるか。	手続先により異なります。実施以降、随時、各契約会社から送られる郵便物等でご確認をお願いします。
33	厚生年金や国民年金を受給されているまたは、受給されていない 60 歳以上の場合、手続はどこで行うのか。	実施時にお配りする無料ハガキに、年金番号等の必要事項を記入し、郵送により変更手続をお願いします。 手続に使用する「無料ハガキ」や「プライバシー保護シール」、手続の詳細に関する「しおり」は、実施の約 1 か月前にお配りします。
34	厚生年金や国民年金を受給していない 60 歳以下の場合、手続が必要か。	市が公簿を書き換えるため、手続の必要はありません。
35	運転免許証の変更手続は更新手続と同じか。	運転免許証の変更手続は、更新とは異なります。記載事項変更届及び通知書（住居表示変更証明書）及び運転免許証をお持ちいただくと、免許証の裏面に新住所を記載します。 なお、更新時期が近い方は、更新手続と合わせて手続していただくことも可能です。
36	登記簿の変更に手数料はかかるか。	市で発行する無料の通知書または証明書を用いていただくことで、登録免許税等の手数料はかかりません。
37	車庫証明は変更手続が必要か。	車庫証明は、申請内容に基づき証明発行するため、変更手続は必要ありません。（当日は後日確認の上回答とした）
○ その他		
39	<ul style="list-style-type: none"> ・住居番号について、家が建っていないところはどうなるのか。 ・住居番号に重複は出ないのか。 	街区の周囲に等間隔に番号を付け、出入口がどの番号にあるかによって、住居番号が決まります。現在、家が建っていないところは、番号が飛びますが、家が建ったときに住居番号を付けます。 また、制度上、複数の出入口が同じ番号にあれば、住居番号が重複しますが、実施時には、なるべく重複が無いようにします。
41	住居番号が飛んでいると分かりにくいのではないか。	現在の地番を用いた住所は、地番の流れが道路などの流れと一致せず、隣近所と大きく番

		号が異なる場合もあります。住居表示を実施すると、街区の中で規則的に番号を付けるので、番号が飛んでいても、順番にたどることができ、分かりやすくなります。
42	二世帯住宅の場合の住居番号はどうなるか。	原則は、出入口線が同じであれば同番号となりますが、実施時には、ご希望を伺うようにしています。
43	調査員が訪問する際、事前に知らせていただけるか。	事前にチラシを全戸配付し、お知らせします。(調査は平成 24 年 4 月以降を予定)
44	説明会のチラシは市役所で配付してもらえるのか。	住所変更時のお知らせに合わせ、説明会のチラシを全戸配付します。(実施日の約 1 か月前を予定)
45	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会で案が反対されることはあるか。 ・市議会で議決されなかった場合には、どうなるのか。 	<p>1 月の住居表示審議会で、制度に沿った案となっているか検討する際に意見が出る場合があります。審議会を通った案は、2 月に市報で公示しますが、それに対して、実施地区内にお住まいの方は、反対意見を提出することができます。反対意見が提出されると、それも含めて案を市議会に提案し、市の案と反対意見を市議会で検討し、議決します。</p> <p>市議会の議決を得られなければ、住居表示の実施はできません。議決されない場合、廃案となる場合や、継続審議となる場合があります。</p>
46	土地の地番も変わるのか。	地番に変更はありませんが、町名が新町名に変わります。なお、登記簿の表題部は法務局で変更します。(所有者欄の住所変更については手続が必要)
47	土地の地番と住所が異なる番号となると、地番を忘れてしまう。地番と住所を同時に変更することはできないのか。	地番を振り替えることにより、住所も同じものに変更する事業もありますが、土地一筆一筆の地権者について確認が必要となるなど、業務量が多いため、住所の混乱の解消方法としては、実施しません。

4 ご意見

実施に関すること
<ul style="list-style-type: none">・ 手続するのは個人なので、個人に実施の賛否を聞くべき。・ 実施に関し、アンケートで賛否を聞き数字で示して欲しい。
実施区域に係ること
<ul style="list-style-type: none">・ 町内会が分断されることに反対する。・ 和泉町全体で実施ができないのならば住居表示実施に反対する。
新町界・新町名案について
<ul style="list-style-type: none">・ 第一次地区の北側は、住宅地になった時から「下和泉」として定着している。実施区域の半分が下和泉住宅だから、アンケートで半数が「下和泉」を選択するのは当然の結果。そのため、このアンケートは間違った調査方法である。・ アンケートは、「下和泉」を候補とした時点で、結果は分かっていた。・ アンケートで、実施区域に入らなかった地域住民に、意見を聞かなかったのはおかしい。・ 今回、反対があったからといって、簡単に他の町名にすることはしないでほしい。「下和泉」がいいと思っている人たちもたくさんいる。
手続に関すること
<ul style="list-style-type: none">・ 手続が面倒だ。・ 高齢で手続が大変なので、法務局に出張して欲しい。・ 郵送で手続ができるようにして欲しい。・ 高齢者のために、手続きの代行策を考えたほうが良いのではないか。(民生委員等)・ 手続きを代理人に委任する際の、委任状の様式を用意してほしい。
その他
<ul style="list-style-type: none">・ 説明会の機会をもっと増やして欲しい。

住所のわかりにくさを解消するため、和泉町の一部で 住所の変更を予定しています

泉区和泉町の一部には、「住所の同番地が多い」、「隣近所で住所が大きく違う」など、住所の混乱している地域があります。また、横浜市で最も面積の大きい町で、町面積を適正にすることも必要です。

そこで、「住居表示」を実施することでこれらの問題を解決しようと、平成22年10月に「泉区和泉町住居表示検討委員会」が設置され、平成24年秋を目標に、わかりやすい住所に変更できるよう検討を始めました。

住居表示とは

現在の住所は、土地の番号である「地番」を用いて表していますが、同じ地番にたくさんの家が建っていたり、土地の分合筆等により欠番や枝番が生じていたりするため、住所がわかりにくくなっています。

住居表示とは、市街地（市街化区域）において、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物一つひとつに番号を付けること」により、住所の表示をわかりやすく改めることです。

また、住居表示を実施する区域は、和泉町から分割して、適切な広さの新しい町にします。

【住所の表示の仕方】	現在（地番）	泉区和泉町	〇〇〇〇番地	〇
	実施後（住居表示）	泉区	<u>〇〇（〇丁目）</u>	<u>〇〇番</u> <u>〇〇号</u>
			新しい町の名称	街区番号 住居番号

検討委員会について

新しい町の境界や町名などを検討するため、地域の代表者など18人の委員で構成される、「泉区和泉町住居表示検討委員会」が設置されました。

今後、検討委員会の検討内容は、横浜市ホームページに掲載するほか、自治会町内会の回覧やチラシの配付により、地域の皆さんにお知らせしていきます。

【ご意見やご質問は担当まで】

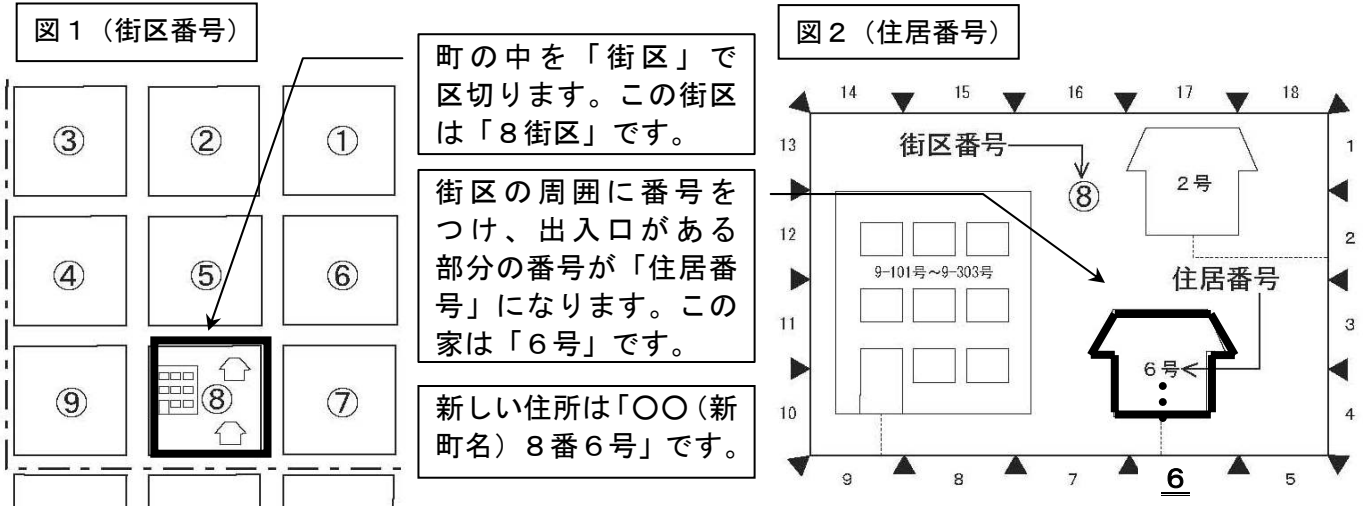
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市市民局窓口サービス課 住居表示係
(泉区和泉町住居表示検討委員会事務局)
TEL 045 (671) 2310 FAX 045 (664) 5295
メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

住居表示について

まず、道路や河川、鉄道などを境にして、適切な面積の新しい町に分割します。

町の中は、道路などを境にした「街区」に分け、連続した番号（街区番号・**図1**）をつけます。次に、街区の周囲を、右回りで一定間隔に区切り、番号を振ります。建物の出入口がこの番号のどこの部分にあるかによって「住居番号」が決まります（**図2**）。

住居表示による新しい住所は、この「街区番号」と「住居番号」で表します。



住居表示を検討する区域

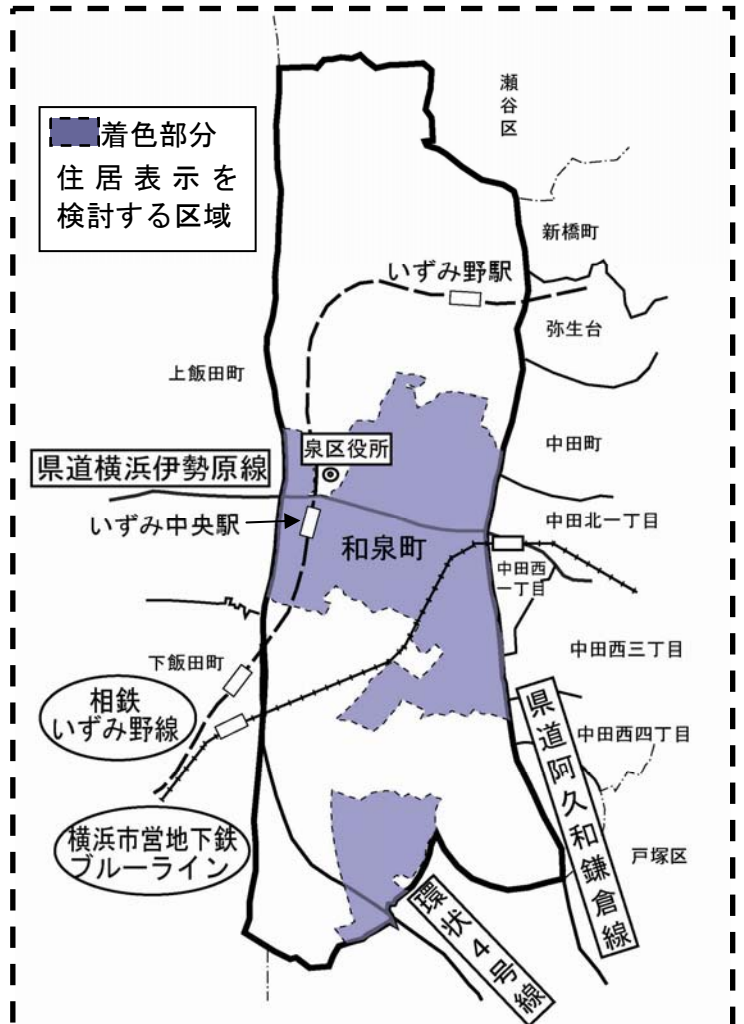
和泉町のうち市街地（市街化区域）を中心に、住所の混乱している地域（右の図の着色部分）で住居表示を検討します。住居表示を実施する地域以外の住所は変わりません。

住居表示実施後の手続き

住居表示を実施すると、住所が変わるため、住所変更の手続きが必要です。

区役所等の公簿は自動的に書き換えますが、登記簿や運転免許証などの一部の手続きについては、ご本人が手続きをしていただく必要があります。

（手続きについては、実施時に詳しくご案内します。）



「泉区和泉町第一次地区の住居表示」について 地元説明会を開催します

泉区和泉町第一次地区について、泉区和泉町住居表示検討委員会で住居表示実施に伴い新設する町の案がまとまりました。

つきましては、次のとおり説明会を開催し、泉区和泉町第一次地区の住居表示についてご説明しますので、いずれかご都合の良い日にご参加ください。

■ 内容

- (1) 住居表示制度について
- (2) 新町界・新町名案について
- (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

① [日時] 平成23年11月12日(土) 19時から
[会場] 和泉第一町内会館 ※定員70名
(泉区和泉町741番地4)

② [日時] 平成23年11月13日(日) 14時から
[会場] 下和泉住宅自治会館 ※定員100名
(泉区和泉町633番地1)

③ [日時] 平成23年11月16日(水) 19時から
[会場] 下和泉青少年の家 ※定員40名
(泉区和泉町1324番地)

④ [日時] 平成23年11月19日(土) 13時から
[会場] 下和泉地区センター ※定員75名
(泉区和泉町1929番地6)

- ※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。
- ※ それぞれ定員になりましたら、お手数ですが他の会場にご参加ください。
- ※ 会場の場所は、裏面の地図をご覧ください。
- ※ 会場へのお車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。

【問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示係
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL:045(671)2320 FAX:045(664)5295
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp

第一次地区の住居表示について

1 住居表示とは…

住居表示とは、地番を用いて表していた住所を、規則的に付けた「街区番号」及び「住居番号」による表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

皆様のお住まいの地区では、同番地が多く、飛び番地があるなど、住所が分かりにくくなっています。そこで、平成 24 年秋に住居表示実施を予定しています。

※住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

【実施前】横浜市 泉区 和泉町 ○○○○番地 ○○○

【実施後】横浜市 泉区 ^{しもいすみ}下和泉○丁目 ○○番 ○○号
新町名 街区番号 住居番号

2 新町名案について…

平成 23 年 8 月に実施したアンケート結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で、『^{しもいすみ}下和泉一～五丁目』を選択しました。

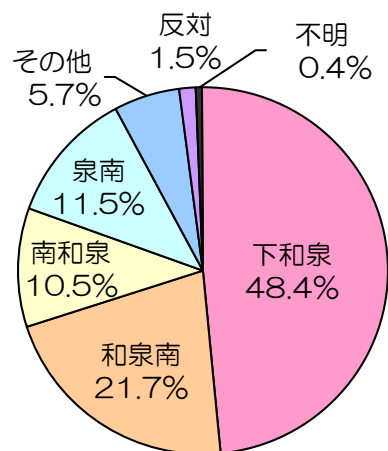
＜アンケート結果＞ 新町名に関するアンケートにご協力いただきありがとうございました。

町名候補	^{しもいすみ} 下和泉 (○丁目)	^{いすみみなみ} 和泉南 (○丁目)	^{みなみいすみ} 南和泉 (○丁目)	^{せんなん} 泉南 (○丁目)	その他の 町名	反対	不明	回答 総数
回答数(枚)	397	178	86.5	94.5	47	13	4	820

※町名候補を複数選択している回答は、按分して集計しています。

【新町名案選択理由】

^{しもいすみ}「下和泉(○丁目)」は、2番目に回答の多い町名候補の約2倍の回答がありました。また、「施設名(公園、交差点、バス停等)に使用されており親しみがある」というご意見が多数寄せられました。このため、この新町名案を選択しました。



【町名候補別 回答率】

3 住居表示実施に伴う新しい住所の通知

住居表示実施に伴い、住所の表し方が変わります。

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約1か月前に「通知書」でお知らせします。

4 皆様の住所等の変更手続

区役所・電気・水道・ガス等の書類は、市からの依頼で変更されますが、皆様に手続をしていただくものもあります。詳しくは、右ページをご覧ください。

5 その他

- (1) 郵便物は、実施後数年は、旧住所のままでも配達されます。
- (2) 実施後は郵便番号も変わります。

住居表示実施時に、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。

また、学校名や公園等の名称についても変更はありません。

住所等の変更手続きについて

1 住所等の変更手続きが必要ないもの

次に挙げるものは、区役所等で住所等の変更を行いますので、手続きは不要です。

1	住民票
2	印鑑登録証明書
3	戸籍[地区内に本籍がある方]（町名のみ変更し、地番は変更しません）
4	その他、区役所で保管している公簿（税に関するもの等）
5	横浜市国民健康保険証等をお持ちの方 旧住所のままで、医療機関で使用することができます。次回更新時に新住所の保険証をお送りしますが、泉区役所保険年金課にお持ちいただければ、住所欄を書き換えて再交付します。
6	東京電力・水道・東京ガス・NTT（固定電話）・NHK
7	横浜市立小・中学校及び保育園に通っている方
8	電子証明書（公的個人認証）
9	パスポート

2 住所等の変更手続きが必要な主なもの（変更手数料は原則無料です）

次に挙げるものは、住所等の変更手続きが必要です。

住所等の変更手続きには、住居表示実施の約1か月前にお送りする「通知書」や、実施日以降にお送りする「本籍更正通知書」をご利用ください。

また、実施日以降に泉区役所戸籍課で、住所が変更になった方へ「住居表示変更証明書」や、本籍が変更になった方へ「土地の名称等変更証明書」を無料で発行します。

1	不動産をお持ちの方 登記簿の表題部（所在）は、法務局が変更します。地番の変更はありません。ただし、「所有者の住所」欄の変更は、法律上、所有者本人からの申請が必要になります。
2	法人の所在地またはその役員の住所が変更となる場合 会社などの法人は、本店、支店の所在地またはその役員の住所が地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する登記所で変更登記をしてください。
3	運転免許証をお持ちの方
4	自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方 自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方は自動車検査証、軽四輪自動車をお持ちの方は軽自動車届出済証の「所有者・使用者の住所」欄の変更と「使用の本拠」欄の変更は、通常の場合、車検・売却等の際に届出をしていただければ結構です。
5	厚生年金・国民年金を受給されている方や、受給されていない60歳以上の方
6	金融機関、郵便貯金、保険会社と取引や契約がある方
7	携帯電話をお持ちの方
8	住民基本台帳カード（写真付き）をお持ちの方
9	横浜市立小・中学校及び保育園以外に通っている方

3 住所変更を知人等にお知らせするために

住所変更のお知らせができる送料無料のハガキを各世帯50枚お届けする予定です。

住所等の変更手続きについては、実施の約1か月前に各世帯にお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

泉区和泉町第一次地区 新町界・新町名案

(地元説明会 会場案内図)

新町界案

※和泉町第一次地区では
5つの町を新設します

新町名案 下和泉〇丁目

原田バス停

④下和泉地区センター
【和泉町1929番地6】
11月19日(土)13時～

下和泉バス停

横浜和泉南郵便局

下和泉交番

下和泉小学校

③下和泉青少年の家
【和泉町1324番地】
11月16日(水)19時～

和泉土橋公園

下和泉公園

下和泉ふれあい公園

くるみ保育園

下和泉四丁目

なかよし幼稚園
なかよし保育園

下和泉五丁目

下和泉三丁目

①和泉第一町内会館
【和泉町741番地4】
11月12日(土)19時～

コープかながわ
和泉店

②下和泉住宅自治会館
【和泉町633番地1】
11月13日(日)14時～

下和泉二丁目

環状4号線

和泉アカシア公園

苗場保育園

下和泉一丁目

戸塚区俣野町

戸塚区深谷町

深谷通信所

戸塚区との区界